若くして覺快法親王の室にて出家得度の後、 ろげならずいとあまたなるその詠草、拾玉集に收まりて今に傳はりたり。 に勵み怠らざりしすゑに天台座主に任ぜられ僧俗にわたりて齊しく仰がるる身となりたれ 入寂の後に慈鎭と諡せられしこの慈圓、 愚管抄七卷たれ人の著せりや、 かたへはまた生れつきたる大和歌の才のかしこかりしかば歌人の名を得たることおぼ 證となれる簡牘のたぐひ近きころあれこれ世に出できたれるがゆゑなるべし。 長く定かならざりしかど、 法性寺關白太政大臣藤原忠通の六男に生れ、年 叡山にて台密法華修學の功を積み、 撰者慈圓なること今や疑ふも 持戒行法

今に至る國の移り變りのことわりをつぶさに考へたり。 でに弘く知られぬめれど、これにしもかぎらずほかにくさぐさのことを述べて、古へより この慈圓、 愚管抄の内にてむねと道理てふことをくりかへし說きてあくことなきは、

ふべし。 るは女人入眼てふ一語にて、げにこの一語に慈圓のこめし思ひの深きことただならずと 道理の二字のいとも重きはさることなれども、 今ここにとりわきて閲せまほしくおぼ B

た入眼と云ひならはしたり。 に眼を書きて魂を入るるごとくに、足らざるを末になしそへて物事を完からしむるをもま れどもなくてはあるまじきなにか一つことなほ缺けて具はらざるとき、そをあたかも尊像 をさ云ひたるなれど、それのみにてもあらず、なにごとにまれすでにおほかたは成就した そも入眼とは、 かねて位階ばかり記せし位記に姓名を書き入れて敍位を成り立たしむる

五卷六に慈圓の名を上ぐるは、 愚管抄の內にて慈圓の女人入眼に言ひ及べるは四ところあれども、 建春門院と京の二位と北條政子にほかなきなり。 女人入眼 0

卷五に高倉院登極あらせたまひて平清盛一族のいとど榮えゆきしさまを述ぶるところ

ニナリカハラセ給ヒテ、日本國女人入眼モカクノミアリケレバ眞ナルベ 我身ハ太政大臣ニテ、重盛ハ內大臣左大將ニテアリケル程ニ、 院ハ又コ ノ建春門院

ぶかしきかたなきにあ のそのをり時 せるは、 めきたまひしはさてもこそあれ、 かなるおもむきなるやらむ、 いささかおぼつかなし。 それをもてことさらに入眼に言ひ及ぶは 帝の御生母建春門院

1

卷六の內にて順德院の御世の 政 のさま敍ぶるついでに、 將軍實朝の母北條政子、

義時ともども關東の沙汰をおのが心のままにはからひしさま記して

此イモウトセウトシテ關東ヲバオコナヒテ有ケリ。

と云へるに續けて、

京ニハ卿二位ヒシト世ヲ取ツテ、 女人入眼 ノ日本國イヨ マ コト也と云ベキニ

ヤ。

と云ひとぢめたり。

ず。 れる才覺にまかせて政に口入せしこと少からず、 に詳かなり。 くふるまひたり。 後鳥羽院の 後鳥羽院に親しみまゐらせし前太政大臣藤原賴實の妻となり、 そも卿の二位といへるは修明門院の父藤原範季の姪なる藤原兼子にほかなら 側にありて、 この卿の二位の政に綺 院にひしとつきまゐらせて御後見のごと りしさまを慈圓の說くこと卷六にてこと みづからも身にそなは

と云はむもあながちよりどころなきにあらじ。 ゆき知らぬ りさばき、 北條政子源賴朝をよく輔け、 ことには承久の兵 人とてはあるまじければ、 亂 夫みまかり にあたりて武者どもを叱り勵まし 關東覇業のかたにとりてはこの政子に入眼の功あ し後は兄北條義時と心を合はせて營中の政をと てつひて勝をとり

ばらく たりとおぼしき慈圓の目には、 ことはた少からざりしがごとし。ことには建保七年實朝横死にやや先立つころ、 して卿の二位となにごとか密議をこらすことさへありたり。 卿の二位と政子とつねは都と鎌倉に離れゐたれども、 國の政の定まりぬやにも見えにけむ。 あたかも卿の二位と政子と女人二人のおもむけのままに なにとやらむすずろなる思ひにたへかぬるあ ときに心を合はせて大事を誤りし この時ことの仔細を漏れ聞 政子上洛

女人入眼ノ日本イヨく~マコト也ケリト云ベキニヤ。

とふと書きすさべりしなるべし。

まかせて

な は誤たざるべし。 かなるゆかりありやは知られねど、心かしこき女のふと出できて時に及びてその口入に 女人入眼とは女の もしは國の掟のしかと定まるをば女人入眼といふなりとせばおほ っ ねに男の上にありて政をほしきままにするを云ふにてはなきなり。 かた

なかるべ にあやつること、 たけくさかしき女の成り上りて、 けれ。 か 異國にてこそかへりてわが國にもまさり かるあだし國 の例 あるは 61 か にめざましくとも、 表に現れまたは陰にひそみて公の政を心 て例あまたに それのみにては女人入眼 て數ふるに のまま

女人入眼の國と思ひ定めむこといとも危しとい とはなかな か呼びがたし。 まして建春門院卿の二位北條政子の例ばかりを引きて、 はでやはあるべき。 ことの 意 にかなへりと

と呼ばしめしなれ。 り女人入眼の國なればこそ時ありて卿二位政子の出できたりて、 そも卿の二位と政子のありしがゆゑに女人入眼 の國となれり しにはあらず、 慈圓をして女人入眼 日本初

とせば、世に時めきし心とき女の才知にかかづらふのみにてはことたらはず、 にさかのぼりてわが國のくすしき成りたちに思ひ致さではすむまじきなり。 からなるなりゆきにてあやしむにたらねども、 卿の二位と政子のさかしきはたらきを見て、 慈圓 まことの女人入眼の深きことわりを考へむ の女人入眼 に思ひ至りし は はるか神 む べ お

ことつばらかに敍ぶるつい 愚管抄卷三の內に て女帝高野天皇かくれたまひし後の光仁桓武天皇の御代 でに、 慈圓左のごとくに女人入眼に言ひ及びたり。 れ

クウツリテヤウノ 神武ヨリ成務マデ十三代ハ、 人眼スト申傳へタルハ是也。 フタタビ位ニツカセ給コ ノコトハ ヒシト正法ノ王位ナリ。 トモ、 リヲアラハスニテ、 女帝皇極ト孝謙トニテ侍ルメリ。 コノアイダ女帝イデキテ重祚 自仲哀光仁マデ三十六代 女人此 ヲ バ 力

皇を産みまゐらせたまひし神功皇后、 りし女皇女王のたぐひには比ぶべくもあらず、 姊飯豐姬にも言ひ及べ るがごとくにて、 このくすしきことわりなほざりの筆もては説きがたけれ 近き世の明正院後櫻町院のことは慈圓の與り知るべくもあらねばここに考へでもあ ほかに推古持統元明元正とて四たりの女帝あらせたまひ、 古き世の女帝とては、 またさらに顯宗仁賢兩帝に先立ちてしばしがほど皇位を踐みたまひし り。 重祚せさせたまひし皇極齊明天皇孝謙稱徳天皇のみにてもあら 女身にて世を知ろしめたまひし帝のこと、 慈圓は攝政と記しつつも第十四代 ひたぶるに仰ぎ尊ばむほかなかるべし。 ば、 ここにつばらに明めむよし 開化天皇の玄孫にて應神天 あだし國にここらあ の帝に數へまつれ り な

と遷り替りしさまにて、 カラメ サテ桓武ノ後ハ、 ノ后ノ父を內覽ニシテ令 申ハ、 せめ ツクリテ、 コ かはりて攝政關白のひしと御後見となりて萬機の沙汰 て心とめですむまじきは、女帝いまだ少からざりし上 一ノ大臣 ヒシト大織冠ノ御子孫臣下ニテソイタマフト申ハ、ミナマタ妻后 このこと慈圓、 末代ザマ ノ家ニ妻后母后ヲヲキテ、 用タランコソ、 同じ卷にて左のごとくに解き明めむとせり。 カクマ モラセ給ト、 女人入眼ノ、 眞ノ女帝 ハ末代アシ ヒ 孝養報恩ノ シト 心得 に與 一つ世 カランズレ ベキニテ侍也。 方モ兼行シテヨ れる中つ世へ より女帝すで

ことよせて藤氏専權を由あるものに云ひなせるは この慈圓の論 ばい ともい ئخ ひこちたくこみい かし。 りて解きがたきところなしとは云ひがたし。 61 かなる意ならむ。 しひごとめきても聞 女人入眼に

と もあ 世になりぬ きにてもあらじかし。 たまふことなくなり かることわ 上つ世にはまれならざりし女帝、 ふべからむ。 しは兄の るなり。 りにしたがはむとせば、 政にほかなかるべければ、 はたしてしからば、 慈圓 Ź, 代りて后の父また兄、 おほかたかくのごとく思ひはかりぬるがごとくなれども、 女人入眼より國母入眼に移り、 末代にはふさは 慈圓の右に敍べりしことのいはれまつたく聞ゆまじ 女人入眼と藤氏 人臣のまま政をもはら執らではすむまじき ねば、 専權のつながりなきにしもあらず 帝の妃また妹の後に御位 國母 入眼 やがてその父 に

天照大神の天兒屋根命に下したまひし神敕にて、 敍ぶるところにては およそ愚管抄の深義を究め むとせば、 つ ねに必ず心とめであるまじきは、 このこと日本書紀神代卷下、 は るか古 天孫降臨

復敕天兒屋根命太玉命惟爾二神亦同侍殿內善爲防護。

記 <u>,</u> 慈圓愚管抄卷三に て聖德太子 のことくさぐさ論ひ て後

照大神アマノコヤネノ春日 サテコ ノノチ、臣家イデキテ世ヲオ ノ大明神ニ サ 同 ムベキ時代ニゾ、 ク殿内ニ侍子 能ク防ギ護ル 日 クナリ 1 コト ル 時マデマ ヲ爲せト 、タ天 4

一諾ヲハリニシカバ

と云ひて佛法王法のことにも說き及びたり。さらに卷七にては

ギマモレト御 アマノコヤネノミコトニ、 藤氏 ノ三功トイ 一諾ヲハ フ事イデキヌ。 ルカニシ、 アマテルヲホン神ノ、 スへ ノタカフベ 卜 キヤウノ露バカリモナキ道理ヲ ノノウチニサブラヒテヨクフ 工

と敍べ 約諾よりきたれることを明めむとつとめたり。 なりとも見ゆべけれども、 て小松の帝を立 一らでは 永手大臣百河宰相の光仁天皇を立てまゐらせしこと、 て世 一の替 ある づから天照大神の べ りめにあたりて藤原氏のはたせし功の大い か てまゐらせしことを云へるなり。 ら ねば、 慈圓の敍ぶることわりに沿ひてはるかにその源を尋ねも 中臣氏藤原氏の遠つ祖なる天兒屋根命に下したまひし御約諾 かしこきこと 61 ふは 藤氏の三功とは、 かりなし 藤氏攝籙の世となれるはこの三功の報 なるは、 昭宣公の陽成院をおろしまゐら 大織冠の入鹿を誅せ さながら皇太神宮 て 0

の 0 文の 表に 政 の ては見出  $\mathcal{O}$ ともなれ 一でが たけ るこ れども、 の 神敕に 皇太神 つきて慈圓みづ 宮の くす から女人入眼を云へ しき御計らひ、 げに女人入眼 るところ愚

教義の慈圓 に見出むことたやすからざるべ のところどころにてねもころに說きたり。 るべきことわりにて云はでもしるかるべし。 四度までも天台座主に補せられし大僧正慈圓の佛法をひたぶるに尊ばであるまじきはポッ゚ の史筆のほだしとなりて、 神代に始まる道理の闇まされぬるあと、 しかはあれど世にありきたれるなにくれの佛法 佛法なくては王法の立つまじきこと、 愚管抄 愚管抄 內

なくて、かへりて本朝と漢土との國の掟、ひとへに異なれるさまを慈圓のしかと見定めた りしこと疑ふべくもあらず。 心にかけ 愚管抄卷一の皇帝年代記に先立ちて漢家年代を載せたれ しはさることなれども、 されば卷七に 異國の聖賢に阿り、 7 また儒家者風の僻説に泥 ば、 慈圓 の漢土歴朝 の隆替・ めることは

姓ノ人ナラヌスヂヲ國王ニハスマジト神 ソレ國王ニハ國王フルマイヨクセン人ノヨカル ノ代ヨリ定メタ ベキニ、日本國ノナラ ル國ナリ。 ヒ

さらに

國王とナルコト、 ソレ漢家ノ事ハタダ詮ニハ サダメタリ。 ソ ノ器量ノ一事キ コノ日本國ハ初 ハ ヨリ王胤ハ マ レ ル ヲトリテ、 朩 力 ^ ウツル ソ レ ガウチカチテ コト ・ナシ。 5

と云ひて、 本朝にては皇統の他姓に遷ることなきをくどき述べた

臣下ノ家ヲ定メヲカレ

ヌ。

外國より渡り來れる儒佛の敎說に惑ひてゆめたがふべからざるわが尊き國柄を見喪ふこと なくて、つひに女人入眼の國なりと見定めたることげに慈圓の れど文の表はい 田に水を引くやうなるところさへなきにあらねば、さまでめでたしとも思はれねども、 ごとめきて、 そも愚管抄といふ典、 こらぬは この法師の史眼のおぼろけならず奥深きことのおのづから偲ばれではやまざるなり。 思ひのほかなればおもしろきことこよなし。 近き世にかの本居宣長が斥けてやまざりし漢心、 またややもせば藤原氏ことにはおのが生れし九條家を重からしめむとて我が かにてもあれ、 ただ一わたりうち見るほどは、 慈圓の 意を推し測りつつさらにつまびらかに閲するとき 慈圓の說ける道理おほか いみじきいさをしと認めで 慈圓の愚管抄にはさしもし たは

入眼と云は 上つ世に國の掟を定めたまひしは天照大神の神敕にほ むかたこそまされりとい はまほ にしけれ。 かなけ れば、 女人入眼ならで女神

(令和六年一月十八日受附